資料３

秋田県防災基本条例（仮称）素案

目　次

総　則
防災に関する取組の基本的な事項
Ⅰ　県　民
Ⅱ　事業者
Ⅲ　学校等
Ⅳ　自主防災組織等
Ⅴ　市町村
Ⅵ　県
県民防災の日及び県民防災週間
附　則

総　則

１　目　的

この条例は、防災について、基本理念を定め、並びに県民、事業者、学校等、自主防災組織等、市町村及び県の責務を明らかにするとともに、防災に関する取組の基本的な事項を定めることにより、総合的かつ一体的な防災を推進し、もって県民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害に強い地域社会の実現に寄与することを目的とすることとする。

２　定　義

この条例において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによることとする。

ア　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発により生ずる被害をいう。

イ　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

ウ　学校等　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所をいう。

エ　自主防災組織等　住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織及びこれに準ずる団体をいう。

３　基本理念

防災は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととする。

ア　県土の多くが山地により形成された地勢、積雪が甚だしく寒冷な気候その他本県の自然的特性に鑑み、災害の発生を常に想定し、その防除を図ること。

イ　人口の減少、高齢化の進展その他の社会情勢の変化を踏まえ、地域のコミュニティの維持に係る取組と一体的に推進するとともに、積極的に情報通

信技術を活用すること。
ウ　多様な主体による災害から自らの生命及び身体を自ら守り、相互に助け合って地域の安全を守る取組並びに県、市町村等による防災の施策が一体的かつ効果的に行われるよう、適切な役割分担に基づく協働を推進すること。
エ　人身被害（災害に伴う環境の変化に起因する死亡又は心身の障害を含む。）を発生させないことを目指し、人の生命及び身体を最も優先して保護するとともに、被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
オ　被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、適切に被災者を援護すること。

4　県民の責務

県民は、３の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、災害から自らの生命及び身体を自ら守るとともに、地域の住民等と相互に助け合い、災害から地域の安全を守るよう努めなければならないこととする。

5　事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、災害から従業員及び施設の利用者の生命及び身体を守るとともに、地域の住民等と相互に助け合い、それぞれが有する知見及び技術並びに資材及び機材を十分に活用しつつ、災害から地域の安全を守るよう努めなければならないこととする。

6　学校等の責務

学校等の設置者及び管理者は、基本理念にのっとり、災害から児童生徒等（学校等に在籍する者をいう。以下同じ。）の生命及び身体を守るとともに、児童生徒等が災害から自らの生命及び身体を自ら守るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

7　自主防災組織等の責務

自主防災組織等は、基本理念にのっとり、災害から地域の安全を守るとともに、県及び市町村が実施する防災の取組に協力するよう努めなければならないこととする。

8　市町村の責務

市町村は、基本理念にのっとり、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、他の地方公共団体その他関係機関と協力し、法令及び法令に基づく計画に従って防災活動を実施するよう努めることとする。

9　県の責務

県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、国、市町村その他関係機関と協力し、法令及び法令に基づく計画に従って防災活動を実施するとともに、市町村その他関係機関が実施する防災に関する事務又は事業を援助し、及び総合調整を行うこととする。

防災に関する取組の基本的な事項

Ⅰ　県民

1　災害への備え

県民は、災害の発生に備え、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。
ア　避難場所、避難経路及び家族の安否確認の方法をあらかじめ確認すること。
イ　積雪期にあっては、避難経路の妨げとならないよう、適切に住宅の周辺の除排雪を実施すること。

ウ　飲料水、食料、生活必需品その他防災に関する物資（以下「備蓄品」という。）を備蓄し、及びそれらを定期的に点検すること。
エ　避難に関する情報（災害の予報及び警報並びに市町村による避難の指示その他避難に必要な情報をいう。以下同じ。）を正確かつ迅速に得る手段を確認すること。
オ　災害による損害を補償する保険又は共済へ加入すること。
カ　地域の防災訓練に参加すること。
キ　自主防災組織及び消防団の活動並びに消防団への入団について理解を深めること。
ク　水路、道路その他の公共の用に供する施設が防災に資することに鑑み、これらの清掃その他の措置を講ずること。

2　災害発生時の避難及び避難誘導

県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。
ア　正確な避難に関する情報に基づき自らの生命及び身体を守るために必要と判断したときは、直ちに適切な避難（屋外への移動が危険な状況にあっては、屋内においてできるだけ安全な場所へ移動し、又はとどまることを含む。以下同じ。）を行うこと。
イ　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を有する者（以下「要配慮者」という。）の避難の誘導を行うこと。

3　地域社会の再生のための行動及び避難生活時の行動

（1）全ての県民は、その居住する地域が被災した場合には、地域社会の再生を図る行動に努めなければならないこととする。
（2）災害により避難した県民は、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。
　ア　相互に協力して避難生活（被災者が避難所以外の場所において生活することを含む。以下同じ。）を営むこと。
　イ　市町村等と協力し、主体的に避難所の運営に携わること。この場合において、要配慮者が円滑に避難生活を営むことができるよう配慮すること。

Ⅱ　事業者

1　災害への備え

（1）全ての事業者は、災害の発生に備え、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。
　ア　従業員及び施設の利用者の避難場所及び避難経路並びに従業員の安否確認の方法をあらかじめ確認すること。
　イ　備蓄品を備蓄し、及びそれらを定期的に点検すること。
　ウ　避難に関する情報を正確かつ迅速に得て、従業員及び施設の利用者へ伝達する手段を確認すること。
　エ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成すること。
　オ　災害による損害を補償する保険又は共済へ加入すること。
　カ　地域の防災訓練に参加すること。
　キ　自主防災組織及び消防団の活動並びに従業員の消防団への入団について理解を深めること。
　ク　水路、道路その他の公共の用に供する施設が防災に資することに鑑み、これらの清掃その他の措置を講ずること。
（2）建設工事又は物資の輸送及びこれらに関連する事業に従事する者は、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。
　ア　災害の発生に備え、災害時におけるがれきの撤去又は運搬、道路の啓開その他住民の避難並びに救出及び救助に必要な活動について理解を深めること。
　イ　日常的に、自らが営む事業に係る資材及び機材を確保し、並びにそれらを点検すること。

（３）医療及び医療に関連する事業に従事する者は、災害の発生に備え、被災地へ医師、看護師等を派遣して行う医療に関する専門性の高い業務（以下「災害医療業務」という。）が円滑に行われるよう、県、市町村その他関係機関との連絡体制を構築するとともに、必要な環境を整備するよう努めなければならないこととする。
（４）福祉事業及び福祉事業に関連する事業に従事する者は、災害の発生に備え、被災地へ介護福祉士、社会福祉士等を派遣して行う福祉事業に関する専門性の高い業務（以下「災害福祉業務」という。）が円滑に行われるよう、県、市町村その他関係機関との連絡体制を構築するとともに、必要な環境を整備するよう努めなければならないこととする。
（５）社会福祉協議会及び災害中間支援組織（県との協定に基づき災害時においてボランティア、特定非営利活動法人等の活動の支援又は調整を行う組織をいう。以下同じ。）は、災害の発生に備え、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。
ア　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第33条の２第１項に規定する被災者援護協力業務（以下「被災者援護協力業務」という。）が円滑に行われるよう、県、市町村その他関係機関との連絡体制を構築するとともに、必要な環境を整備すること。
イ　被災者援護協力業務を行うボランティア、特定非営利活動法人等を確保し、並びに被災者援護協力業務に係る専門性の高い知見及び技術を普及すること。

２　災害発生時の行動

（１）全ての事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。
ア　避難に関する情報を従業員及び施設の利用者へ正確かつ迅速に伝達すること。
イ　従業員及び施設の利用者の生命及び身体を守るために必要と判断したときは、直ちに適切な避難の誘導を行うこと。この場合において、要配慮者である従業員及び施設の利用者等が円滑に避難できるよう配慮すること。
（２）建設工事又は物資の輸送及びこれらに関連する事業に従事する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域の要請に応じ、がれき等の撤去又は運搬、道路の啓開その他住民の避難並びに救出及び救助に必要な活動に協力するよう努めなければならないこととする。
（３）医療及び医療に関連する事業に従事する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに県、市町村その他関係機関と連携して必要な災害医療業務を行うよう努めなければならないこととする。
（４）福祉事業及び福祉事業に関連する事業に従事する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに県、市町村その他関係機関と連携して必要な災害福祉業務を行うよう努めなければならないこととする。
（５）社会福祉協議会及び災害中間支援組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県、市町村その他関係機関と連携して速やかに被災者援護協力業務の支援又は調整に着手するよう努めなければならないこととする。

３　被災者の生活再建及び地域社会の再生のための行動

（１）全ての事業者は、その所在する地域が被災した場合には、地域社会の再生が図られるよう、事業の継続又は早期の復旧に努めなければならないこととする。
（２）建設工事及びこれに関連する事業に従事する者は、被災した河川、水路、道路その他の公共の用に供する施設の復旧に協力するよう努めなければならないこととする。
（３）物資の輸送及びこれに関連する事業に従事する者は、避難生活に必要な物資等の輸送に協力するよう努めなければならないこととする。
（４）医療及び医療に関連する事業に従事する者は、被災者の状況に応じ継続して災害医療業務を行うよう努めなければならないこととする。
（５）福祉事業及び福祉事業に関連する事業に従事する者は、被災者の状況に応じ、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。
ア　継続して災害福祉業務を行うこと。

イ　被災者に対し、健康又は生活に関する相談、県、市町村等が行う事業の活用に関する助言その他生活の再建を図るために必要な援助をきめ細かく行うこと。

（６）社会福祉協議会及び災害中間支援組織は、継続して被災者援護協力業務の支援又は調整を行うよう努めなければならないこととする。

Ⅲ　学校等

１　災害への備え

学校等の設置者及び管理者は、災害の発生に備え、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。

ア　児童生徒等の保護者と連携し、児童生徒等の避難場所及び避難経路並びに児童生徒等の安否確認の方法をあらかじめ確認すること。

イ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等が適切な行動をとれるよう、発達段階及び地域の特性に応じた防災教育を実施すること。

ウ　災害の発生時期、校舎等の孤立の状況等の想定に応じ、地域の住民及び事業者並びに児童生徒等の保護者と連携し、児童生徒等に対し発達段階及び地域の特性に応じた防災訓練を実施するとともに、教職員に対しそれぞれの役割に応じた防災訓練を実施すること。

エ　児童生徒等が自主防災組織及び消防団の活動について理解を深めるよう促すこと（大学等にあっては、消防団員として活動する学生に対し適切な就学上の配慮を行うこと。）。

２　児童生徒等の避難誘導等

学校等の設置者及び管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。

ア　正確な避難に関する情報に基づき児童生徒等の生命及び身体を守るために必要と判断したときは、直ちに適切な避難の誘導を行うこと。

イ　県、市町村その他関係機関と情報の共有を行うこと。

３　学校等の復旧

学校等の設置者及び管理者は、学校等又は児童生徒等が被災した場合には、児童生徒等が継続して学習の機会を確保できるよう、早期の復旧に努めなければならないこととする。

Ⅳ　自主防災組織等

１　災害への備え

自主防災組織等は、災害の発生に備え、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。

ア　避難場所、避難経路及び住民の安否確認の方法をあらかじめ確認し、住民に周知すること。

イ　避難に関する情報を正確かつ迅速に得て、住民へ伝達する手段を確認すること。

ウ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に住民が適切な行動をとれるよう、防災に関する知識を普及すること。

エ　災害の発生時期、集落の孤立の状況等の想定に応じ、かつ、地域の特性に合わせた防災訓練を実施すること。

オ　水路、道路その他の公共の用に供する施設が防災に資することに鑑み、地域の住民又は事業者と協力してこれらの清掃その他の措置を講ずること。

カ　ア～オに掲げる行動が継続的に行われるよう、地域のコミュニティ機能の維持及び強化を図ること。

２　災害発生時の行動

自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次に掲げる行動に努めなければならないこととする。

ア　避難に関する情報を住民へ正確かつ迅速に伝達すること。
イ　住民の生命及び身体を守るために必要と判断したときは、直ちに適切な避難の誘導を行うこと。この場合において、要配慮者である住民が円滑に避難できるよう配慮すること。
ウ　消防機関（消防本部、消防署及び消防団をいう。以下同じ。）と連携し、住民の救出及び救護並びに出火防止及び初期消火を行うこと。

3　避難所の運営

自主防災組織等は、市町村等と協力し、主体的に避難所の運営に携わるよう努めなければならないこととする。この場合において、要配慮者が円滑に避難生活を営むことができるよう配慮することとする。

V　市町村

1　災害への備え

市町村は、災害の発生に備え、次に掲げる措置を講ずるよう努めることとする。
ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に住民が適切な行動をとれるよう、防災に関する意識の高揚を図ること。
イ　避難場所及び避難経路をあらかじめ設定し、住民に周知すること。
ウ　災害の発生時期、集落の孤立の状況等の想定に応じ、かつ、地域の特性に合わせた防災訓練を実施すること。
エ　災害の予報及び警報等を正確かつ迅速に得て、住民へ避難の指示その他避難に必要な情報を発信する体制を整備すること。
オ　積雪期にあっては、避難経路を確保するため、適切に道路の除排雪を実施すること。
カ　備蓄品の備蓄、避難所に仮設する便所、調理場、寝具等の確保その他住民の避難及び避難生活に必要な環境（以下「避難環境」という。）を整備すること。この場合において、要配慮者である住民が円滑に避難し、及び避難生活を営むことができるよう配慮すること。
キ　災害時において災害医療業務及び災害福祉業務並びに被災者援護協力業務が円滑に行われるために必要な体制及び環境を整備すること。
ク　災害時において他の地方公共団体等から人員及び物資を円滑に受け入れるために必要な体制（以下「受援体制」という。）を整備すること。
ケ　事業継続計画を整備すること。
コ　自主防災組織等の機能の維持及び強化を図ること。
サ　消防機関の体制を適切に整備するとともに、消防団員の加入の促進その他消防団の充実強化に必要な措置を講ずること。

2　災害発生時の措置

市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次に掲げる措置を講ずるよう努めることとする。
ア　避難の指示その他避難に必要な情報を住民へ正確かつ迅速に発信すること。
イ　住民の生命及び身体を守るために必要と判断したときは、直ちに適切な避難の誘導を行うこと。この場合において、要配慮者である住民が円滑に避難できるよう配慮すること。
ウ　速やかに、職員を参集して災害に関する情報を収集するとともに他の地方公共団体その他関係機関と情報の共有を行い、避難、救助、医療等に必要な応急体制を確立すること。
エ　応急対策に必要な人員又は物資が不足すると判断したときは、速やかに他の地方公共団体等へ応援を要請すること。

3　被災者の生活再建及び地域社会の再生のための措置

市町村は、被災者の生活を再建し、地域社会の再生が図られるよう、次に掲げる措置を講ずるよう努めることとする。

ア　被災者の支援に係る人員又は物資（ボランティア、特定非営利活動法人又は他の地方公共団体等から受け入れたものを含む。Ⅵ３アにおいて同じ。）の適切な配分及び活用により行政機能を維持し、又は早期に復旧すること。
イ　避難所を運営し、及び避難生活を支援すること。この場合において、要配慮者である住民が円滑に避難生活を営むことができるよう配慮すること。
ウ　事業者その他の者と連携し、被災者の心身の健康の確保を推進すること。
エ　ボランティアその他の者と連携し、被災者の生活再建を支援すること。
オ　被災した河川、水路、道路その他の公共の用に供する施設の復旧を行うこと。

Ⅵ　県

１　災害への備え

県は、災害の発生に備え、次に掲げる措置を講ずることとする。
ア　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に県民が適切な行動をとれるよう、防災に関する意識の高揚を図ること。
イ　災害の発生時期、集落の孤立の状況等の想定に応じ、かつ、地域の特性に合わせた防災訓練を実施し、及び実施する市町村、自主防災組織等その他の団体を支援すること。
ウ　災害の予報及び警報等を正確かつ迅速に得て、県民へ発信する体制を整備すること。
エ　積雪期にあっては、避難経路を確保するため、適切に道路の除排雪を実施し、及び実施する市町村を支援すること。
オ　避難環境を整備し、及び整備を行う市町村を支援すること。この場合において、要配慮者である県民が円滑に避難し、及び避難生活を営むことができるよう配慮すること。
カ　災害時において災害医療業務及び災害福祉業務並びに被災者援護協力業務が円滑に行われるために必要な体制及び環境を整備すること。
キ　受援体制を整備すること。
ク　事業継続計画を整備すること。
ケ　河川、道路その他の防災に資する施設の整備及び維持管理を行うすること。
コ　自主防災組織等の機能の維持及び強化を図ること。
サ　消防団員の加入の促進その他消防団の充実強化に必要な措置を講ずること。

２　災害発生時の措置

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次に掲げる措置を講ずることとする。
ア　避難に関する情報を県民へ正確かつ迅速に発信すること。
イ　速やかに、職員を参集して災害に関する情報を収集するとともに国、市町村その他関係機関と情報の共有を行い、避難、救助、医療等に必要な応急体制を確立すること。
ウ　応急対策に必要な人員又は物資が不足すると判断したときは、速やかに他の地方公共団体等へ応援を要請すること。

３　被災者の生活再建及び地域社会の再生のための措置

県は、被災者の生活を再建し、地域社会の再生が図られるよう、次に掲げる措置を講ずることとする。
ア　被災者の支援に係る人員又は物資の適切な配分及び活用により行政機能を維持し、又は早期に復旧すること。
イ　避難所の運営及び避難生活への支援を行う市町村、自主防災組織等その他の者を支援すること。
ウ　被災者の心身の健康の確保を推進し、及び推進する市町村、事業者その他の者を支援すること。

エ　被災者の生活再建を支援し、及び支援を行う市町村、ボランティアその他の者を支援すること。
オ　被災した河川、水路、道路その他の公共の用に供する施設の復旧を行い、及び復旧を行う市町村を支援すること。

4　財政措置

県は、防災に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。

県民防災の日及び県民防災週間

（1）県民の間に広く防災についての関心と理解を深めるとともに、防災の取組を推進するため、県民防災の日及び県民防災週間を設けることとする。
（2）県民防災の日は5月26日とし、県民防災週間は同月20日から同月26日までとすることとする。
（3）県は、県民防災の日及び県民防災週間の趣旨にふさわしい事業を実施することとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行することとする。